附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　建築物の新築又は改築に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一号様式及び第三号様式並びに機関省令様式第二にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までの間、なお従前の例によることができる。

第三条　建築物の増築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修に係る届出省令第一条第一項及び第二条第一項の届出書並びに第三条の報告書並びに機関省令第五条の報告書の様式については、この省令による改正後の届出省令第一号様式及び第三号様式並びに機関省令様式第二にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

○国土交通省令第十四号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十八条第一項（同法第三十五条第六項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号中「（以下「運行車」という。）」を削る。

第十八条第一項を次のように改める。

一般貨物自動車運送事業者等は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。以下この項において同じ。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を三十で除して得た数（その数に一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、五両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局長が当該事業用自動車の種別、地理的条件その他の事情を勘案して当該事業用自動車の運行の安全の確保に支障を生ずるおそれがないと認めるものについては、この限りでない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十五年五月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の公布の際現に一般貨物自動車運送事業者等の営業所であって、五両未満の事業用自動車（運行車（この省令による改正前の貨物自動車運送事業輸送安全規則第九条第三号に規定する運行車をいう。）及び被けん引自動車を除く。）の運行を管理するものについては、平成二十六年四月三十日までの間は、この省令による改正後の貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国土交通省令第十五号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九条第二項及び第百一条第一項第五号ホの規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

国土交通大臣　太田　昭宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出し中「位置」を「の位置及び方法」に、同条中「かまちにこれを」を「フレーム、ビームその他の構造部材の見やすい位置に、直接登録記号を打刻する方法又は登録記号を打刻した金属板を外れないよう取り付ける方法により」に改める。

第二百十条の二第一号中「第九条第五項第一号」を「第九条第四項第一号」に改め、同条第二号中「第二条第十項」を「第九条第五項」に、「同法第九条第四項」を「同項」に改め、「）の合計額」の下に「に専ら子会社の航空運送事業の用に供する有形固定資産及び無形固定資産の価額の合計額を加えたもの」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

○環境省令第十一号

国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十五年農林水産省令第五号）の施行に伴い、自然環境保全法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

環境大臣　石原　伸晃

自然環境保全法施行規則及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（自然環境保全法施行規則の一部改正）

第一条　自然環境保全法施行規則（昭和四十八年総理府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第十二号イ中「第二十二条の十一第一号」を「第六十三条第一号」に改める。

（絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第十号ロ中「第二十二条の十一第一号」を「第六十三条第一号」に改める。

附　則

この省令は、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備に関する省令（平成二十五年農林水産省令第五号）の施行の日（平成二十五年四月一日）から施行する。

規　則

人事院は、国家公務員災害補償法に基づき、人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十五年三月二十九日

人事院総裁　原　恒雄

人事院規則一六―三―四〇

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一六―三（災害を受けた職員の福祉事業）の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

第十六条第三号中「一万八千円」を「一万六千円」に改める。

附　則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。